

平成31年4月10日  
(2019年)

各 位

契 約 課

### 建設工事等に係る入札・契約における元号の表記について（お知らせ）

和歌山市企業局の建設工事及び建設コンサルタント業務に係る入札・契約における元号の表記について、次のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

#### 1 本市企業局が作成する入札・契約関係書類における元号の取扱い

元号を定める政令が4月1日付けで公布されましたが、施行日が5月1日のため、4月30日までに本市企業局が施行する文書（入札公告、契約書等）においては「令和」を使用せず、「平成」による元号表記とし、5月1日以降に施行する文書から「令和」を使用することとします。

4月30日まで	記載する日付にかかわらず、元号はすべて「平成」を用いる。
5月1日以降	記載する日付が4月30日以前の場合は元号を「平成」とし、記載する日付が5月1日以降の場合は「令和」を用いる。

なお、4月30日までに施行した文書における5月1日以降の「平成」表記については、改元後も有効であり、文書の再作成や訂正などは行いませんので、「令和」に読み替えていただきますようお願いいたします。

#### 【例】・工期

平成31年4月25日から平成31年6月30日まで

平成31年4月25日から令和 元年6月30日まで（読み替え）

#### ・競争入札参加資格登録

平成31・32年度競争入札参加資格登録

令和 元・ 2年度競争入札参加資格登録（読み替え）

#### 2 事業者が作成する入札・契約関係書類における元号の取扱い

契約課や工事担当課等に提出していただく入札・契約関係書類についても、1の取扱いに準じますが、次のとおり元号表記が異なる場合も当面は有効なものとして取り扱います。

【例】・4月30日までに提出する文書において、5月1日以降の日の元号の表記を「令和」と表記しているものも有効。

・5月1日以降に提出する文書において、5月1日以降の日の元号の表記を「平成」と表記しているものも有効。

※「令和31年」「平成元年」など、年の表記に誤りがある場合は、無効となりますのでご注意ください。